

議第58号

富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正
する条例制定について

富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月14日提出

富士市長 小長井 義正

富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号

富士市立高等学校教育職員の給与等の特別措置に関する条例（昭和46年富士市条例第38号）

の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和46年法律第77号」の次に「。以下「給特法」という。」を加え、「及び第6条」を「、第6条及び第7条」に改める。

第5条第1項中「この条において」を削り、同条の次に次の1条を加える。

（業務量の適切な管理等に関する措置）

第5条の2 富士市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、給特法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育委員会の定めるところにより、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置を講ずるものとする。

第6条第1項中「富士市教育委員会（以下「委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条第2項及び第3項中「委員会」を「教育委員会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 59 号

富士市税条例等の一部を改正する条例制定について

富士市税条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和 3 年 6 月 14 日提出

富士市長 小長井 義正

富士市税条例等の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号

(富士市税条例の一部改正)

第1条 富士市税条例（昭和61年富士市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第17条第1号中「扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。)」を加える。

第28条の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第7条第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第8条中「令和4年度」を「令和9年度」に改める。

附則第13条に次の1号を加える。

(7) 市街化区域農地 法附則第19条の2第1項

附則第13条の2の見出し中「令和元年度又は令和2年度」を「令和4年度又は令和5年度」に改め、同条第1項中「令和元年度分又は令和2年度分」を「令和4年度分又は令和5年度分」に改め、同条第2項中「令和元年度適用土地又は令和元年度類似適用土地」を「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」に、「令和2年度分」を「令和5年度分」に改める。

(富士市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 富士市税条例の一部を改正する条例（令和2年富士市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち、富士市税条例第44条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改める。

第1条のうち、富士市税条例第45条第4項の改正規定中「「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加える。

第1条のうち、富士市税条例第47条の改正規定中「第47条第4項」を「第47条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改める。

第2条のうち、富士市税条例附則第5条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第6条第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第1条中富士市税条例附則第8条の改正規定 令和4年1月1日
 - (2) 第1条中富士市税条例第13条第2項、第17条第1号及び第28条の3第1項の改正規定並びに同条例附則第7条第1項の改正規定並びに次項の規定 令和6年1月1日
- 2 第1条の規定による改正後の富士市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分（新条例附則第8条を除く。）は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

議第60号

富士市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について

富士市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月14日提出

富士市長 小長井 義正

富士市固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日)
条 例 第 号)

富士市固定資産評価審査委員会条例（昭和41年富士市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第4条中第4項を削り、第5項を第4項とし、第6項を第5項とする。

第7条第3項中「、意見を聴いた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 意見を聴いた委員及び調書を作成した書記の氏名

第8条第5項中「、提出者がこれに署名押印し」を削り、同条第8項中「、審理を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 審理を行つた委員及び調書を作成した書記の氏名

第9条第2項中「、調査を行つた委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 調査を行つた委員及び調書を作成した書記の氏名

第10条第2項中「、議事に関与した委員及び調書を作成した書記がこれに署名押印し」を削り、同項中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 議事に關与した委員及び調書を作成した書記の氏名

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第61号

富士市地域産業支援センター条例制定について

富士市地域産業支援センター条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月14日提出

富士市長 小長井 義正

富士市地域産業支援センター条例

(令和 年 月 日
条 例 第 号)

(趣旨)

第1条 この条例は、地域産業を担う中小企業者、小規模企業者等（以下これらを「事業者」という。）の経営の支援、創業の支援等を実施し、本市の産業の振興及び活性化を図ることにより、地域経済の発展に寄与するため、地域産業支援センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 富士市に地域産業支援センターを設置する。

2 地域産業支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士市地域産業支援センター	富士市永田北町3番3号

(事業)

第3条 富士市地域産業支援センター（以下「センター」という。）は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 事業者の経営及び創業に関する支援を行うこと。
- (2) 事業者の新たな事業の創出に関する支援を行うこと。
- (3) 事業者の技術力の向上及び情報化の推進に関する支援を行うこと。
- (4) その他センターの設置目的を達成するために必要な事業

(職員)

第4条 センターに地域産業支援センター長その他必要な職員を置く。

(開所時間)

第5条 センターの開所時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。

2 市長は、特に必要と認めたときは、前項に規定する開所時間を変更することができる。

(休所日)

第6条 センターの休所日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
 - (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 市長は、特に必要と認めたときは、前項の休所日を変更し、又は臨時に休所することができる。

(入場の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、センターへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) センターの設備を損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和3年9月1日から施行する。

議第62号

富士市営住宅条例の一部を改正する条例制定について

富士市営住宅条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月14日提出

富士市長 小長井 義正

富士市営住宅条例の一部を改正する条例

(令和 年 月 日
条 例 第 号)

富士市営住宅条例（平成9年富士市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1新堀団地の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第63号

富士市サイクルステーション条例制定について

富士市サイクルステーション条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和3年6月14日提出

富士市長 小長井 義正

富士市サイクルステーション条例

(令和 年 月 日)
条例第 号

(趣旨)

第1条 この条例は、自転車を利用する交流の場及び機会を提供し、自転車の活用を促進するため、サイクルステーションの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 富士市（以下「市」という。）にサイクルステーションを設置する。

2 サイクルステーションの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
富士市サイクルステーション	富士市八代町4番30号

(指定管理者による管理)

第3条 富士市サイクルステーション（以下「サイクルステーション」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、指定管理者（同項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) サイクルステーション及びレンタサイクル（貸出しを目的とする自転車をいう。以下同じ。）の利用の承認及び利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受に関すること。
- (2) サイクルステーションの施設、附属設備及びレンタサイクルの維持管理に関すること。
- (3) 自転車の活用の促進に関する事業の企画及び実施に関すること。
- (4) その他施設の管理業務に関するもののうち市長が必要と認めるもの

(開館時間)

第4条 サイクルステーションの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第5条 サイクルステーションの休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、これを変更し、又は臨時に休館することができる。

- (1) 水曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日に当たるときは、その翌日以後の同法に規定する休日以外となる最初の日）

(2) 12月29日から翌年1月3日まで

(入場の制限)

第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、サイクルステーションへの入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

- (1) 公益を害するおそれがあると認められる者
- (2) 施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(利用の承認)

第7条 サイクルステーション及びレンタサイクルを利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

- 2 指定管理者は、前項の規定により承認をする場合においては、条件を付することができる。
- 3 第1項の規定によりレンタサイクルの利用の承認を受けた者は、当該承認を受けた日の午後5時までにレンタサイクルを返却するものとする。

(利用の不承認)

第8条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項に規定するサイクルステーションの利用の承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められるとき。
- (3) 施設及び附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められるとき。
- (5) 管理又は運営上支障があると認められるとき。
- (6) その他その利用が不適当と認められるとき。

- 2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項に規定するレンタサイクルの利用の承認をしないものとする。

- (1) 荒天等のため、利用者に危害等が予測されるとき。
- (2) 飲酒、病気等により、利用者の乗車に危険が予測されるとき。
- (3) その他その利用が不適当と認められるとき。

(利用料金)

第9条 サイクルステーション及びレンタサイクルの利用料金は、指定管理者の収入として收受させるものとする。

- 2 利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得

て定めるものとする。

3 第7条第1項の規定によりサイクルステーション及びレンタサイクルの利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用料金（別表備考の利用料金を除く。）を前納しなければならない。ただし、指定管理者が特に必要であると認めるときは、この限りでない。

4 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

（利用料金の減免）

第10条 指定管理者は、特別の理由があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を減免することができる。

（利用の承認の取消し等）

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、又は利用の停止若しくは制限をすることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第8条第1項各号及び第2項各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。
- (3) 利用の承認の条件に違反したとき。

（原状回復義務）

第12条 利用者は、サイクルステーション及びレンタサイクルの利用を終了したとき、又は前条の規定により利用の承認を取り消され、若しくは利用を停止されたときは、直ちに原状に回復して返還しなければならない。

（損害賠償）

第13条 利用者は、故意又は過失によりサイクルステーションの建物、設備、レンタサイクルその他の備品等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を市長の認定により賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認めたときは、この限りでない。

2 第11条の規定に基づく利用の承認の取消し等によって、利用者が損害を被ることがあつても市及び指定管理者は、その責めを負わない。

3 利用者が自己の責めに帰すべき事由によりレンタサイクルの利用中に起こした事故等による損害については、利用者の責任において解決するものとし、市及び指定管理者は、当該損害その他の責任を負わないものとする。

（委任）

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この条例は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第9条関係）

区分		利用料金	
附属設備	シャワー	1回につき	100円
	ロッカー	1回につき	100円
レンタサイクル	3時間以内の場合	1回につき	2,000円
	3時間を超える場合	1回につき	4,000円

備考 レンタサイクルの利用の承認を受けた者が承認を受けた時間内にレンタサイクルを返却しない場合にあっては、当該時間を超えた1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）につき、500円の利用料金を後納するものとする。